



公共施設の再配置に関連する基本的な情報をお知らせします。

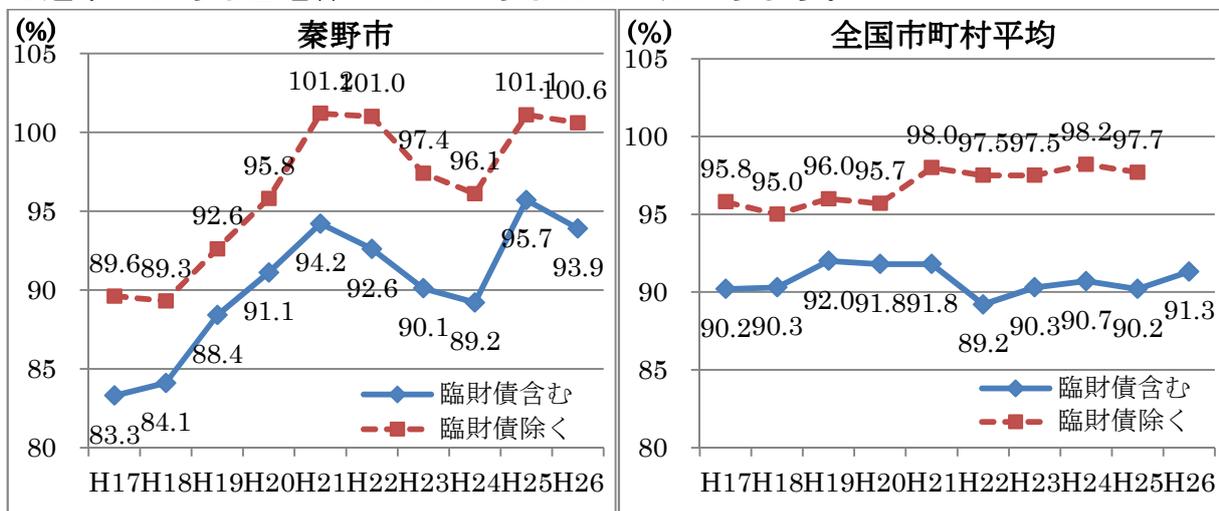
経常収支比率

職員の皆さんは、予算編成作業に忙しいことと思いますが、前号に続き、お金の話をしたいと思います。前号では、秦野市の市民一人当たりの歳入を中心に話をしましたが、今回は、「経常収支比率」に目を向けてみたいと思います。

「経常収支比率」とは、ざっくりとえば、「確実に見込むことができる毎年の収入の何%を、毎年必ず払わなければいけないお金に充てているのか」を数値化したものです。この割合が高くなればなるほど「家計に余裕がない状態」であるといえ、いわゆる「財政の硬直化」とは、90%以上の場合をいいます。

財源を見つけ出す

下のグラフは、経常収支比率の推移を表したものです。左側が本市の場合、右側が全国市町村の平均です。本市は、平成21年度から24年度にかけて下がったものの、平成17年度と比較して平成26年度には、臨時財政対策債を経常一般財源とした場合は10.6ポイント、しない場合では11.0ポイント上昇しています。これに対して全国市町村平均では、上昇傾向ではあるものの、大きな上昇ではありません。つまり、本市は全国の中でも「家計に余裕のない状態」が急速に進みつつある自治体の一つであることがわかります。



また、この臨時財政対策債を経常一般財源とするこの意味は、「子や孫にもローンを負担してもらって人並みの生活を維持している」ということになります。では、臨時財政対策債をやめることができるのでしょうか。平成28年度の予算要求基準は、業務運営費の7%カットです。算定のベースとなっている臨時財政対策債の発行額は18.6億円なので、これをすべて取りやめることとなれば、業務運営費は約12%カットしなければいけない勘定となります。さらには、経常一般財源に含めなければ経常収支比率が100%を超えているということは、「子や孫にもローンを負担してもらわないと、生活に最低限必要な費用を払えない家計

である」ということを意味します。こうした自治体が、今全国には 293 ありますが(全市区町村の 16.8%：H25 決算)、本市もその一つです。臨時財政対策債の発行は、止めることができないのです。それでも、誰だって子供や孫に負担させたくない。やめることはできないにしても、できるだけ少なくしたいと思うはずでⁱ。では、どうすればよいのでしょうか。

右の表は、本市の**決算カード**ⁱⁱⁱの一部を拡大したのですが、歳入の区分とその金額が表されています。税、地方交付税が歳入全体の 59%、経常一般財源の 99%を占めていることがわかりますが、前号でも触れたとおり、税収は、1 割以上増えなければ、実質の歳入増となりません。安定的な収入を直接的に、短期間で増やすためには、経常一般財源の税以外の収入を増やすことが必要になります。

そこで、経常一般財源の税以外の区分を見てみると、使用料、財産収入などに目が留まります。「公共施設は宝の山だ」。これは、市長の言葉ですが、役所はまち一番の財産家です。予算編成に頭を悩ませる職員の皆さま、埋もれた宝はありませんか。目を皿のようにして「その 1 億円を見つけ出せ」です。

なお、経常一般財源には含まれませんが、国県支出金も財政運営に当たっては非常に重要な財源です。しかし、特にハード事業では、国県支出金だけで事業ができるものではありません。事業予算には、一般財源と起債がつきものになります。「国や県からお金が出るから」ではなく、現在のみならず、将来の市民のこともしっかりと考えたうえで、国県支出金がなくてもやらなければならない「真に必要な事業だから」実施されるものであってほしいと思います。

区 分	歳 入		経常一般財源 K	Kの構成比
	決 算 額	構 成 比		
地 方 税	23,794,948	48.6	22,073,075	81.8
地 方 譲 与 税	295,745	0.6	295,745	1.1
利 子 割 交 付 金	42,938	0.1	42,938	0.2
配 当 割 交 付 金	186,834	0.4	186,834	0.7
株式会社等譲渡所得割交付金	117,003	0.2	117,003	0.4
地方消費税交付金	1,703,251	3.5	1,703,251	6.3
ゴルフ場利用税交付金	79,294	0.2	79,294	0.3
特別地方消費税交付金	-	-	-	-
酒類・自動車等特別交付金	83,465	0.2	83,465	0.3
地方特例交付金	121,099	0.3	121,099	0.4
地 方 交 付 税	2,296,150	4.7	2,124,276	7.9
普 通	2,124,276	4.3	2,124,276	7.9
特 別	171,874	0.4	0	0.0
(小 計)	28,720,727	58.8	26,826,980	99.4
交 通 安 全 交 付 金	20,684	0.0	20,684	0.1
分 担 金 ・ 負 担 金	431,224	0.9	0	0.0
使 用 料	692,586	1.4	113,812	0.4
手 数 料	154,813	0.3	0	0.0
国 庫 支 出 金	8,061,841	16.5	-	-
国 有 提 供 交 付 金	-	-	-	-
都 道 府 県 支 出 金	3,313,570	6.8	-	-
財 産 収 入	192,882	0.4	36,300	0.1
寄 附 金	9,008	0.0	-	-
繰 入 金	1,148,799	2.3	-	-
繰 越 金	1,770,363	3.6	-	-
諸 収 入	896,826	1.8	77	0.0
地 方 債	3,537,000	7.2	-	-
合 計	48,950,323	100.0	26,997,853	100.0

ⁱ 経常収支比率＝経常的経費(人件費、扶助費、公債費等)充当一般財源÷経常一般財源総額(市税、地方交付税、臨時財政対策債等)×100

ⁱⁱ 本市は、近年では特に国が定める限度額未満の発行となるように努めています。

ⁱⁱⁱ 決算カードとは、毎年度、国が全国の自治体の財政状況を一律に比較するために行う「地方財政状況調査」に基づき、地方公共団体ごとの普通会計決算の状況についてまとめたもの。普通会計とは、地方公共団体ごとに一般会計、特別会計の範囲が異なるため、財政比較や統一的な把握が困難なことから、地方財政統計上用いられる会計区分です。 つづく 